

所沢市市民参加を進めるための条例

逐条解説

目 次

条例のあらまし	1 頁
逐条解説	
第 1 章	3 頁
第 2 章	7 頁
第 3 章	16 頁
第 4 章	18 頁
条例全文	19 頁

条例のあらまし

「所沢市市民参加を進めるための条例」制定の経緯

本市では、平成23年7月1日、「所沢市自治基本条例」を施行しました。

自治基本条例は、「市民自治の実現による市民福祉の増進」を目的とし、主に以下のような内容について規定しています。

- ・市民が自治を進める主役であること
- ・市民の負託を受けた市議会や市長のあり方
- ・市民参加のルールの明確化
- ・市政運営の考え方

自治基本条例施行後、「所沢市自治基本条例推進委員会」により、条例の適正な運用についての審議と併せ、市民参加のあり方についても議論していただき、平成26年2月「市民参加等に関する条例についての提言」（以下「提言」といいます。）をいただきました。

「所沢市市民参加を進めるための条例」（以下「本条例」といいます。）は、同委員会からの提言等を踏まえ、所沢市にふさわしい市民参加を進めるために制定したものです。

条例の構成

本条例は、以下のような構成となっています。

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市政への参加（第4条—第11条）

第3章 自らのまちをよりよくするための活動（第12条—第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

第1章では、条例の目的、定義、基本原則を規定しています。

第2章では、「市政への参加」について、市民等や市の責務、参加の方法や手続、公募の実施、選挙における投票の機会の活用等について規定しています。

第3章では、「自らのまちをよりよくするための活動」について、市民等や市による推進、市民や事業者の役割、子どもの参加等について規定しています。

第4章は雑則を、附則は施行日を、それぞれ規定しています。

本条例の特徴

他の自治体においても、市民参加を進めるための条例を制定しています。

本条例の特徴は以下のとおりです。

- ① 市政への参加に加え、市民が主体的にまちづくりに関わることを含めて、市民参加ととらえて規定していること
- ② 参加の手続を行う際には、パブリックコメント手続を必須としていること
- ③ 参加の手続において、重要な事項については、パブリックコメント手続を含む2以上の方法を取るとしていること
- ④ 公募を実施するに当たり、幅広い多様な意見を取り入れることを目的として、無作為抽出についての規定を設けたこと
- ⑤ 選挙における投票の機会の活用についての規定を設けたこと

逐条解説

第1章 総則

第1章では、条例の目的、定義、基本原則を規定しています。

(目的)

第1条 この条例は、所沢市自治基本条例（平成23年条例第1号）第18条第4項の規定に基づき、市政への参加に係る基本的な事項について定めるとともに、市民等が自らのまちをよりよくするために主体的に関わる様々な活動を促進することにより、市民参加による未来に向けたまちづくりの推進に資することを目的とします。

○解説

第1条は、この条例の目的を規定しています。

この条例では、市民参加に係る以下の2つの側面について規定しています。

①所沢市自治基本条例の規定に基づく市政への参加

（具体例：市長への手紙、パブリックコメント、審議会等）

②市民等が自らのまちをよりよくするために主体的に関わる様々な活動

（具体例：自治会活動など、自分たちの暮らしている地域をよりよくしようという活動）

そして、条例の目的について、上記①②を併せて進めていくことにより、市民参加による未来に向けたまちづくりの推進に資することであると規定しています。

なお、用語の定義は、第2条で行っています。

*参考：所沢市自治基本条例第18条

（参加の推進）

第18条 市は、市民等の市政への参加を推進するために、参加の方法について整備を図るほか、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

2 市は、重要な政策及び計画の策定に当たっては、その企画立案の段階から市民等と地域課題及び情報を共有し、市民等の参加に努めなければなりません。

3 市民等、市は、子どもが市政に参加できるよう、工夫し、配慮しなければなりません。

4 参加に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、所沢市自治基本条例において使用する用語の例によるほか、次のとおりとします。

- (1) 市民参加 市民等が、市政に参加すること及びまちづくりに主体的に関わることをいいます。
- (2) 子ども 市民等のうち、小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者をいいます。
- (3) パブリックコメント手続 政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等その他影響を受けるものに公表し、公表したものに対する意見（以下「意見等」といいます。）の提出を受け、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいいます。
- (4) 市民検討会議 市民等と市又は市民等同士の自由な議論により、市民等の意見の方向性を見いだす集まりをいいます。
- (5) 無作為抽出 住民基本台帳から、条件を設けずに、又は一定の条件の下、対象者を無作為に抽出する方法をいいます。

○解説

第2条は、この条例で使われている主な用語の意味を規定しています。

【第1号】 市民参加

この条例で使う「市民参加」の意味について、第1条に定めた目的と対応する形で規定しています。

この条例では、市民等が、①市政に参加すること、②まちづくりに主体的に関わること、の二つを併せて、「市民参加」としています。

【第2号】 子ども

自治基本条例第18条第3項において、

「市民等、市は、子どもが市政に参加できるよう、工夫し、配慮しなければなりません」と定められていることから、「子ども」について定義するものです。

なお、「小学校就学の始期から満18歳まで」という規定は、児童福祉法の「少年」に係る規定を引用しています。

【第3号】 パブリックコメント手続

市政への参加において大きな役割を果たす「パブリックコメント手続」について、そ

の内容を規定しています。

【第4号】 市民検討会議

第6条に定める「参加の方法」に規定する「市民検討会議」について、その内容を規定しています。

具体的には、総合計画を策定する際に設置した「第5次所沢市総合計画・後期基本計画市民検討会議」のような、市民等から多様な意見をうかがうための場を想定しています。

【第5号】 無作為抽出

公募の手法の一つである「無作為抽出」について規定しています。

一般に、無作為抽出とは、条件を一切設けずに抽出することを言いますが、条件を付けないで抽出し募集すると、結果として応募者の年齢層や性別に偏りが出てしまう可能性があります。

そこで、年齢や性別等についてある程度条件を設ける合理的な意味がある場合において、一定の条件を設けることを容認しているものです。

言うまでもありませんが、この場合の一定の条件とは、特定の層を排除するために行うものではありません。

.....
本条文における「所沢市自治基本条例において使用する用語の例」については、自治基本条例第3条で以下のように規定されています。

- (1) 市民 本市に住んでいる者をいいます。
 - (2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいいます。
 - (3) 市民等 市民、市外在住者で本市で働く者及び学ぶ者、事業者及び地域コミュニティをいいます。
 - (4) 市 市議会及び市長その他執行機関をいいます。
 - (5) まちづくり 市民福祉の増進のために行われる公共的活動の総体をいいます。
 - (6) 市政 まちづくりのうち市が担うものをいいます。
 - (7) 参加 まちづくりに関して、市民等が意見及び提案を述べ、又は計画の企画立案、実施、評価及び見直しに、主体的に関わることをいいます。
-

(基本原則)

第3条 市政への参加は、市民等と市がお互いの役割を理解し、尊重し合いながら行われるべきものとします。この場合において、子どもにあつては、それぞれの年齢にふさわしい役割を有するものとして、その役割に応じた参加が行われるべきものとします。

2 市民等は、自主性及び自律性をもって、まちをよりよくするための活動を推進するものとします。

○解説

第3条は、市民参加における基本原則について規定しています。

【第1項】

第1項は、市政への参加についての市民等と市の役割及び子どもの役割についての考え方を規定しています。

市政への参加において、市民等と市は、お互いの役割を理解し、尊重し合うべきことを述べています。

子どもの参加については、子どもはそれぞれの成長過程において、考え方や判断力が異なること、選挙権の有無、社会的責任など、大人とはおのずから役割が異なる面があることなどから、子どもは、それぞれの年齢において期待される役割が違ふこと、また大人とは必ずしも同じ役割を有しているわけではないことを述べています。

なお、本条項は、自治基本条例推進委員会による、「子どもの市政への参加について、その工夫や配慮を行うべき」との趣旨の提言を踏まえて規定したものです。

【第2項】

第2項は、市民等が行う、まちをよりよくするための活動についての考え方を規定しています。

市民等は、自らの意思により、自主性及び自律性を持って活動を進めるべきことを述べています。

第2章 市政への参加

第2章では、「市政への参加」について、市民等や市の責務、参加の方法や手続、公募の実施、選挙における投票の機会の活用等について規定しています。

(参加における市民等の責務)

第4条 市民等は、市政への参加に当たっては、意見及び行動に責任を持つとともに、お互いに意見を尊重するものとします。

○解説

第4条は、市政への参加の際の市民等の責務について規定しています。

ここで「市政への参加」とは、市が担うまちづくりに関して、市民等が意見及び提案を述べ、又は計画の企画立案、実施、評価及び見直しに、主体的に関わることをいいます。

この際、市民等は、意見を述べるなど主体的に関わることに加え、意見及び行動に責任を持つとともに、互いの意見を尊重し合うことを定めています。

(参加における市の責務)

第5条 市は、市政について積極的に情報を提供するとともに、すべての人に配慮するユニバーサルデザインの考え方にに基づき、参加のための環境の整備に努めるものとします。

○解説

第5条は、参加における市の責務について規定しています。

市民等が市政に参加するためには、市からの適切な情報提供がその前提となります。また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、お年寄りや障害のある方などに配慮し、できる限り参加しやすい環境を整備することに努めることについて規定しています。

なお、環境の整備には、なるべく多様な方に参加いただくための仕組みづくりが必要であり、それには無作為抽出の手法を活用することや会議の開催時間や場所の配慮やわかりやすい広報に努めることが重要な要素であるといえます。

(参加の方法)

第6条 所沢市自治基本条例第19条に規定する参加の方法は、次のとおりとします。

- (1) 市民等の意見提出
- (2) パブリックコメント手続
- (3) 公聴会への参加
- (4) 市民検討会議への参加
- (5) 審議会等への参加
- (6) その他市が適当と認める手続

○解説

第6条は、自治基本条例第19条に規定する「参加の方法」について規定しています。

【第1号】 市民等の意見提出

自治基本条例第19条第1項第1号に対応した規定です。

市民等が意見を提出する機会の具体例としては、「市長への手紙」が挙げられます。

【第2号】 パブリックコメント手続

自治基本条例第19条第1項第2号に規定する「意見提案手続」に対応した規定です。
パブリックコメント手続の実施については、第8条で細かく規定しています。

【第3号】 公聴会への参加

自治基本条例第19条第1項第2号に規定する「公聴会」に対応した規定です。市では、新たな政策を実施する場合などにおいて、市民に広く説明する場を設けることがあり、そうした場のことを一般に「公聴会」と呼びます。

【第4号】 市民検討会議への参加

市民検討会議は、自治基本条例第19条第1項第2号に規定する市民等から意見を聴取するための仕組みの一つです。

市民検討会議の構成員等については、検討する内容に応じて、個々に定めていくこととなります。

【第5号】 審議会等への参加

自治基本条例第19条第1項第3号に対応した規定です。

審議会等の委員を選任する場合には、可能な限り市民から公募することとします。

【第6号】 その他市が適当と認める手続

上記5号のほか、新たな参加の形式が取り入れられるような場合に対応するための規定です。

具体的には、ワークショップやグループインタビュー、有識者を交えての討論会などが挙げられます。その都度、案件にふさわしいやり方で実施していく必要があります。

*参考：所沢市自治基本条例

(参加の方法)

第19条 参加の方法は、次のとおりとします。

(1) 市民等の意見提出

ア 市民等は、市政運営に関する自らの意見、提案等を、市に提出することができます。

イ 市は、市民等の意見、提案等に対して誠実に回答するものとします。

(2) 市民等の意見聴取

ア 市は、重要な施策等の策定又は改廃に当たっては、意見の反映が可能な段階で内容等を公表して、意見提案手続、公聴会等により、市民等の意見を聴取し、市政に反映するよう努めるものとします。

イ 市は、市民等から聴取した意見に対して誠実に回答し、その内容を公表するよう努めるものとします。

(3) 審議会等への参加

市は、審議会等の委員を選任する場合には、可能な限り市民から公募するものとします。ただし、市民から公募しない場合には、その理由を明らかにしなければなりません。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市が必要と認める場合

(参加の手續の対象)

第7条 市は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、市民等の参加の手續(以下「参加の手續」といいます。)を行わなければなりません。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活に重大な影響を及ぼすと市が認める制度の導入、変更又は廃止
- (4) 市政に関する方針を定める条例の制定又は改廃
- (5) その他市が市民等の参加の必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、軽微なもの、緊急その他やむを得ない理由があるもの又は法令の規定により実施の基準が定められていてその基準に基づいて行うものについては、参加の手續を行わないことができます。

○解説

第7条は、市民等の参加の手續を行う対象について規定しています。

【第1項】

第1項は、参加の手續を行わなければならない場合の規定です。具体的な内容については、各号で規定しています。

【第1項第1号】

「市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画」とは、具体的には、「所沢市総合計画」「街づくり基本方針」などです。

原則として、分野別の基本計画も含まれますが、当該計画が市の基本的な事項を定めるものであるかどうかについては、個々に判断することとなります。

【第1項第2号】

「市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する条例」とは、具体的には、「歩きたばこ等の防止に関する条例」「自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」などです。

【第1項第3号】

「市民生活に重大な影響を及ぼすと市が認める制度」とは、具体的には、「情報公開制度」「個人情報保護制度」などです。

【第1項第4号】

「市政に関する方針を定める条例」とは、「男女共同参画条例」など、上記に当てはま

らない多くの条例が含まれるものと考えられます。

【第1項第5号】

上記に含まれないものについても、市民等の参加の必要があると認めるものについては、参加の手続を行うこととなります。

【第2項】

前項の規定の例外について規定しています。

参加の手続を行わない場合について、「軽微なもの」「緊急その他やむを得ない理由があるもの」「基準が定められていてその基準に基づくもの」の3つを挙げています。

逆に言えば、前項各号に定める事項を実施する場合に、この例外規定に当てはまらないものについては、市は、すべて参加の手続を行わなければならないこととなります。また、参加の手続を行わない場合には、合理的な説明を行うことが求められます。

「軽微なもの」とは、政策的な判断が求められず、市民参加を行うことにより、かえって行政の効率的な運営等を阻害するものなど、重要性が高くない内容のものをいいます。

「緊急その他やむを得ない理由があるもの」とは、災害時や不慮の事態が発生した場合のほか、意思決定に緊急性・迅速性が求められ、市民参加を行ってその意思決定をする時間を費やすことができないもの、市民参加を行うことで政策決定の効果を損なうと考えられるもの、などをいいます。

「基準が定められていてその基準に基づくもの」とは、法令等に一定の基準が定められており、その基準に基づいて行うものをいいます。

(参加の手續の実施)

第8条 参加の手續は、第6条第2号から第6号までの参加の方法によるものとし、このうちパブリックコメント手續については必ず行うものとします。

2 市は、前条第1項第1号から第3号までの事項については、パブリックコメント手續を含む2以上の方法により参加の手續を行うものとします。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手續の方法による参加の手續を行わないことができます。

- (1) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料等の徴収に関するもの
- (2) 特定の範囲のものを対象として、参加の手續を行うことが効果的かつ適切であると市が認めるもの
- (3) 審議会等がパブリックコメント手續に準じた手續を経て行った答申、報告等に沿って市が立案を行うもの

○解説

第8条は、参加の手續の実施について規定しています。

【第1項】

第1項は、参加の手續を行う際の方法について規定しています。

参加の方法は、第6条第2号から第6号に定める内容とし、個々の内容によって適切なものを選択することとなりますが、パブリックコメント手續については必須としています。

「参加の方法」には「第6条第1号の市民等の意見提出」は含まれません

「市民等の意見提出」で想定しているものとして「市長への手紙」があります。

「市長への手紙」は、市民からご意見をいただき、それに対して回答をするという、市が受動的な立場となる参加の方法です。そのため、市が行わなければならない参加の方法とは趣旨が異なることから、「参加の方法」から除いているものです。

【第2項】

第2項は、参加の手續の実施方法について規定しています。

第7条第1項第1号から第3号までの事項については、パブリックコメント手續を含む2以上の方法により参加の手續を行うことを規定しています。

つまり、この場合の参加の手続は、「パブリックコメント手続」に加え、「公聴会」「市民検討会議」「審議会等」若しくは「その他市が適当と認める手続」のいずれかを行うこととなります。

【参加の手続に係る対応表】

号	手続の対象	必須項目	
		パブリック コメント	パブリックコ メント以外の 手続 (※)
1	基本構想、基本計画等の策定等	○	○
2	義務の負荷、権利制限に関する条例の制定等	○	○
3	重大な影響を及ぼす制度の導入、変更又は廃止	○	○
4	市政の方針を定める条例の制定等	○	
5	その他必要と認めるもの	○	

(※) 「公聴会」「市民検討会議」「審議会等」「その他市が適当と認める手続」のいずれか

【第3項】

第3項は、パブリックコメント手続の手法による参加の手続を行わないことができる例外について規定しています。

【第3項第1号】

地方自治法第74条第1項において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは住民の請求権から外されており、それにならった規定としています。

【第3項第2号】

パブリックコメント手続は、広く市民の意見を聴くために実施するものであるため、特定の範囲のものを対象として参加の手続を行うことが効果的かつ適切であると考えられる場合を例外として規定しています。

【第3項第3号】

審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合、すでに趣旨は満たされていると考えられるため、例外として規定しています。

(公募の実施)

第9条 市は、市民検討会議及び審議会等で構成員を市民から公募するときは、無作為抽出その他の方法により、幅広い多様な意見が取り入れられるよう努めなければなりません。

○解説

第9条は、公募を実施する際に努めるべきことについて規定しています。

市は、公募の際には、無作為抽出その他の方法により、幅広い多様な意見を取り入れるように努めるように規定されています。

無作為抽出を行う利点

無作為抽出を行う利点としては、次のようなことが考えられます、

- ✓ これまであまり市政に参加されたことのない方の参加につながり、新鮮な目線からの意見がいただける。
- ✓ 女性の参加につながる。
- ✓ 年齢や性別の抽出数を変えることで、意見をうかがいたいと想定している特定の世代や性別からの参加を促せる。
- ✓ 「選ばれた」という意識をお持ちいただけることで、積極的な意見発信がいただける。

(選挙における投票の機会の活用)

第10条 市民は、各種選挙において、投票の機会を積極的に活用するよう努めるものとします。

○解説

第10条は、市民の投票の機会の活用について規定しています。

選挙などの投票の場は、重要な市民参加の手法となることから、市民が、その機会を積極的に活用する努めることについて規定しています。

本条項は、市民の努力規定であり、この規定による特別な取組は想定していません。啓発活動は、従来どおり行うこととなります。

なお、本条については、自治基本条例推進委員会による「選挙などの参加機会を活用されていない状況があり、行動を促す仕組みが必要」との提言を踏まえて規定したものです。

(参加の状況の公表)

第11条 市長は、毎年度、その年度における参加の手續の実施予定及び前年度の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。

○解説

第11条は、参加の状況の公表について規定しています。

市長は、毎年度、参加の手續の実施予定や前年度の実施状況を取りまとめ、公表します。

公表の方法は、ホームページや各まちづくりセンターにおける掲示などを想定しています。

毎年度の当初、各所属に対し、前年度の実施状況及び今年度の実施予定の照会を行い、結果を取りまとめます。

第3章 自らのまちをよりよくするための活動

第3章では、「自らのまちをよりよくするための活動」について、市民等や市による推進、市民や事業者の役割、子どもの参加等について規定しています。

(よりよいまちづくりの推進)

第12条 市民等及び市は、誰もが暮らしやすい地域社会を築くため、よりよいまちづくりの推進に努めるものとします。

○解説

第12条は、よりよいまちづくりに向け、市民等及び市が努めるべきことについて規定しています。

誰もが暮らしやすい地域社会を築くために果たすべき、市民等及び市の役割について述べています。

(市民等及び市によるまちづくり)

第13条 市民等及び市は、自らのまちをよりよくするために、それぞれの役割と立場に応じて、自らの知識、経験、技術等を提供し合い、共に主体的にまちづくりに加わるよう努めるものとします。

○解説

第13条は、よりよいまちづくりに向けた、市民等及び市の心がけるべきことについて規定しています。

市民等及び市には、それぞれの役割と立場があります。まちづくりを進めていく際には、そのことを理解し合い、得意分野を提供するとともに、苦手な分野を補完し合っていくことが求められます。

(市民の役割)

第14条 市民は、自分たちの暮らす地域を自分たちでよりよくするための活動（以下「地域活動」といいます。）に、主体的に加わるよう努めるものとします。

○解説

第14条は、よりよいまちづくりに向けた、市民の努力規定を定めています。

本条例で、「市民」とは、本市に住んでいるものを言います。市民は、自分たちが暮らしている地域について、自分たちでよくしていくために、主体的に加わるように求められています。

(事業者の役割)

第15条 事業者は、地域の一員としてまちづくりを進める役割を担っていることを認識し、地域活動に積極的に加わるよう努めるものとします。

○解説

第15条は、よりよいまちづくりに向けた、事業者の努力規定を定めています。

本条例で、「事業者」とは、本市で事業を行うものを言います。事業者は、地域の一員であることを認識し、地域活動に積極的に加わるように求められています。

(子どもの参加)

第16条 市民等及び市は、子どもが将来においても地域活動に加わり、市政に積極的に参加するように、まちづくりと市政についての情報をわかりやすく提供するとともに、意見を聴くよう努めるものとします。

○解説

第16条は、子どもの参加に向けて、市民等及び市が努めるべきことについて規定しています。

子どもが、現在はもちろん、将来においても地域活動に加わり、市政にも積極的に参加するように、市民等及び市は、まちづくりと市政についての情報をわかりやすく伝えるとともに、子どもからの意見を聴くように努めることが規定されています。

第4章 雑則

第4章は雑則を、附則は施行日を、それぞれ規定しています。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

○解説

第17条は、条例の施行に関して必要な事項についての委任について規定しています。
市は、必要に応じて、要綱等を定めることとなります。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行します。

○解説

附則は、施行日について規定しています。
本条例は、平成27年4月1日から施行されます。

所沢市市民参加を進めるための条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市政への参加（第4条—第11条）

第3章 自らのまちをよりよくするための活動（第12条—第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、所沢市自治基本条例（平成23年条例第1号）第18条第4項の規定に基づき、市政への参加に係る基本的な事項について定めるとともに、市民等が自らのまちをよりよくするために主体的に関わる様々な活動を促進することにより、市民参加による未来に向けたまちづくりの推進に資することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例における用語の定義は、所沢市自治基本条例において使用する用語の例によるほか、次のとおりとします。

- (1) 市民参加 市民等が、市政に参加すること及びまちづくりに主体的に関わることをいいます。
- (2) 子ども 市民等のうち、小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者をいいます。
- (3) パブリックコメント手続 政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等その他影響を受けるものに公表し、公表したものに対する意見（以下「意見等」といいます。）の提出を受け、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいいます。
- (4) 市民検討会議 市民等と市又は市民等同士の自由な議論により、市民等の意見の方向性を見いだす集まりをいいます。
- (5) 無作為抽出 住民基本台帳から、条件を設けずに、又は一定の条件の下、対象者を無作為に抽出する方法をいいます。

（基本原則）

第3条 市政への参加は、市民等と市がお互いの役割を理解し、尊重し合いながら行われるべきものとします。この場合において、子どもにあつては、それぞれの年齢にふさわ

しい役割を有するものとして、その役割に応じた参加が行われるべきものとしします。

2 市民等は、自主性及び自律性をもって、まちをよりよくするための活動を推進するものとしします。

第2章 市政への参加

(参加における市民等の責務)

第4条 市民等は、市政への参加に当たっては、意見及び行動に責任を持つとともに、お互いに意見を尊重するものとしします。

(参加における市の責務)

第5条 市は、市政について積極的に情報を提供するとともに、すべての人に配慮するユニバーサルデザインの考え方にに基づき、参加のための環境の整備に努めるものとしします。

(参加の方法)

第6条 所沢市自治基本条例第19条に規定する参加の方法は、次のとおりとしします。

- (1) 市民等の意見提出
- (2) パブリックコメント手続
- (3) 公聴会への参加
- (4) 市民検討会議への参加
- (5) 審議会等への参加
- (6) その他市が適当と認める手続

(参加の手続の対象)

第7条 市は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、市民等の参加の手続（以下「参加の手続」といいます。）を行わなければなりません。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活に重大な影響を及ぼすと市が認める制度の導入、変更又は廃止
- (4) 市政に関する方針を定める条例の制定又は改廃
- (5) その他市が市民等の参加の必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、軽微なもの、緊急その他やむを得ない理由があるもの又は法令の規定により実施の基準が定められていてその基準に基づいて行うものについては、参加の手続を行わないことができます。

(参加の手続の実施)

第8条 参加の手続は、第6条第2号から第6号までの参加の方法によるものとし、この

うちパブリックコメント手続については必ず行うものとします。

2 市は、前条第1項第1号から第3号までの事項については、パブリックコメント手続を含む2以上の方法により参加の手続を行うものとします。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続の方法による参加の手続を行わないことができます。

(1) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料等の徴収に関するもの

(2) 特定の範囲のものを対象として、参加の手続を行うことが効果的かつ適切であると市が認めるもの

(3) 審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った答申、報告等に沿って市が立案を行うもの

(公募の実施)

第9条 市は、市民検討会議及び審議会等で構成員を市民から公募するときは、無作為抽出その他の方法により、幅広い多様な意見が取り入れられるよう努めなければなりません。

(選挙における投票の機会の活用)

第10条 市民は、各種選挙において、投票の機会を積極的に活用するよう努めるものとします。

(参加の状況の公表)

第11条 市長は、毎年度、その年度における参加の手続の実施予定及び前年度の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。

第3章 自らのまちをよりよくするための活動

(よりよいまちづくりの推進)

第12条 市民等及び市は、誰もが暮らしやすい地域社会を築くため、よりよいまちづくりの推進に努めるものとします。

(市民等及び市によるまちづくり)

第13条 市民等及び市は、自らのまちをよりよくするために、それぞれの役割と立場に応じて、自らの知識、経験、技術等を提供し合い、共に主体的にまちづくりに加わるよう努めるものとします。

(市民の役割)

第14条 市民は、自分たちの暮らす地域を自分たちでよりよくするための活動(以下「地域活動」といいます。)に、主体的に加わるよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第15条 事業者は、地域の一員としてまちづくりを進める役割を担っていることを認識し、地域活動に積極的に加わるよう努めるものとします。

(子どもの参加)

第16条 市民等及び市は、子どもが将来においても地域活動に加わり、市政に積極的に参加するように、まちづくりと市政についての情報をわかりやすく提供するとともに、意見を聴くよう努めるものとします。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行します。

所沢市市民参加を進めるための条例

逐条解説

平成 27 年 4 月

発行 所沢市

編集 経営企画部 経営企画課

住所 〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目 1 番地の 1

電話 04-2998-9027